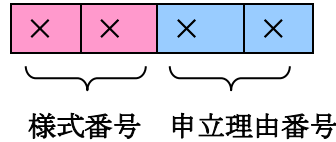


## 過誤申立事由コードについて

過誤申立事由コードは前2桁と後ろ2桁を組み合わせた4桁で設定します。  
 前2桁（様式番号）では取下げを行いたい介護給付費請求明細書の様式番号を表し、  
 後ろ2桁（申立理由番号）では過誤申立の理由を表しています。



### ◆ 様式番号

介護給付	予防給付	サービス種類
1 0	1 1	訪問介護 ※総合事業の訪問型サービスは「10」
		訪問入浴介護
		訪問看護
		訪問リハビリテーション
		通所介護 ※総合事業の通所型サービスは「10」
		通所リハビリテーション
		福祉用具貸与
		居宅療養管理指導
		地域密着型通所介護
		夜間対応型訪問介護
		認知症対応型通所介護
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護
		小規模多機能型居宅介護
		複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
2 1	2 4	短期入所生活介護
2 2	2 5	短期入所療養介護（介護老人保健施設）
2 A	2 B	短期入所療養介護（介護医療院）
2 3	2 6	短期入所療養介護（介護療養型医療施設） ※R6.3月まで
3 0	3 1	認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）
3 2	3 3	（地域密着型）特定施設入所者生活介護（短期利用以外）
3 4	3 5	認知症対応型共同生活介護（短期利用）
3 6		（地域密着型）特定施設入居者生活介護（短期利用）
4 0	4 1	居宅（予防）介護支援 ※サービス計画費
5 0		介護福祉施設サービス
		地域密着型介護老人福祉施設サービス
6 0		介護保健施設サービス
6 1		介護医療院サービス
7 0		介護療養施設サービス ※R6.3月まで

◆ **申立理由番号**

この事由コードを利用して統計等の資料作成を行う場合もありますので、適切な設定にご協力ください。

申立理由 番号	申立内容
01	台帳過誤による差額調整 ※高額介護サービス費の現物給付の調整のみ
02	請求誤りによる実績の取り下げ ※主に事業所の請求誤りによる実績の取下げ
12	請求誤りによる実績の取り下げ（同月過誤） ※主に事業所の請求誤りによる実績の取下げ
42	適正化による実績の取下げ ※適正化システム、移行システム、縦覧チェック等により判明したもの
99	その他（上記以外）の事由による実績の取下げ ※東京都による指導検査、連合会による不正データの調整等も含む

■ **同月過誤について**

過誤の審査月に再請求を行うことで、取り下げ分と再請求分が同時に審査され、差額金額のみの調整が行われます。

例) 900 単位の請求を取り下げ、1000 単位の請求を行う場合（同月過誤）

実施月	実施内容	備考
1月	利用者へサービス提供	
2月	国保連へ請求（900 単位）	
3月	国保連より入金（900 単位分）	
	過誤申立（900 単位）	※毎月 20 日までに市へ提出
4月	再請求（1000 単位）	【国保連】過誤分と再請求分を突合審査
5月	国保連より入金（差額 100 単位分）	